

公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続
要領の運用について

平成26年1月6日

沖縄県農林水産部

目次

1 プロポーザル方式の手続等について	P 1
2 技術等提案書の提出者の選定について	
3 業務説明書の作成上の留意点について	
4 技術等提案書について	
5 ヒアリングについて	
6 技術等提案書の評価基準について	P 3
7 特定、非特定の通知について	
8 実施上の留意事項	
9 業務説明書等への記載事項	
9-1 公告文への記載事項	P 4
9-2 業務説明書への記載事項	
10 記載例	
10- 1 公告文	
10-2 業務説明文	
10-3 提案書評価表	
11 様式等	
別添1 公募等プロポーザル方式の実施手順フロー図	P 7
別添2 技術提案書評価基準	P 8
別添3 記載例(公告文)	P 1 4
別添4 記載例(業務説明書)	P 1 6
別添5 記載例(技術提案書等評価表)	P 3 0
別添6 様式一覧	P 3 2
別添7 関連する要領	
・参加資格審査会設置要領	P 5 1
・技術又は企画提案書審査会設置要領	P 5 4

公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領の運用について

1 プロポーザル方式の手続等について

プロポーザル方式に係る手続及び標準日数は、別添1「公募等プロポーザル方式の実施手続フロー図」を参考すること。

公告方法については、県のPPI、ホームページ等により広く公募するものとする。また、入札システムに登録すること。

2 技術等提案書の提出者の選定について

技術等提案書の提出を求める者の選定にあたっては、公募等プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領(以下、「特定要領」という。)第5条に定める参加資格要件を審査し、技術等提案書提出者の選定調書(様式2号)を作成し、「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て選定すること。

なお、選定通知は電子入札システムにより行う。

3 業務説明書の作成上の留意点について

業務説明書は、「様式4号」を参考にするとともに、下記に留意し作成すること。

- (1) 契約の相手方として決定されるまでは参加辞退がきること、及び参加辞退を理由として以後の選定等については不利益な取扱いをしないことを明記すること。
- (2) プロポーザル方式は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法についての提案を求めるものであり、該当業務の成果の一部を求めるものではない旨を明記すること。
- (3) 業務内容、業務実施上の条件及び成果品について、具体的に記述するほか、必要に応じて業務量の目安を判断できる情報(参考業務規模等)を具体的に示すこと。
ただし、上記内容の説明等の記載については、同様の内容を記載した仕様書の添付をもって替えることができる。
- (4) ヒアリングを実施する場合は、ヒアリングの対象者、実施日時等を明記すること。
ヒアリングの対象者は、配置予定管理技術者とする。【※業務の内容に応じて、担当技術者を対象者として適宜設定することができる。】
- (5) 技術等提案書の作成にあたり、既存資料の閲覧を認める場合には、その旨を明記すること。
- (6) 技術等提案書に記載すべき事項を極力具体的に示すこと。また、提出を求める技術等提案書は可能な限り簡素化すること。
- (7) 担当技術者が複数の場合には、各担当技術者及び実施する分担業務の内容を明記

させるとともに、対応する同種又は類似業務の実績の提出を求めること。同種又は類似業務の認定にあたっては、その条件が過大とならないように適切に設定することとし、設定された条件を明記すること。

(8) 業務の実施にあたって、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学職経験者等の協力を受ける場合には、再委託先又は技術協力先の名称、その理由及び業務範囲を記載しなければならない旨、及び業務の主たる部分を再委託してはならない旨を明記すること。また、技術担当者に再委託先又は技術協力先の技術者を配置する場合には、担当技術者の氏名、経歴等に加え所属する企業名等を記述することを明記すること。

(9) 技術等提案書の提出後において、原則として技術等提案書に記載された内容の変更を認めない旨を明記すること。

また、技術等提案書に記載した予定技術者は原則として変更できない旨及び、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない旨を明記すること。

(10) 技術等提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得る旨を明記すること。

(11) 参考見積りを求める場合は、参考見積りの取り扱いについて明確に記しておくこと。

(12) 契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の請求を行うことができ旨、また、業務成績評定の減点対象とする旨を明記すること。

4 技術等提案書について

(1) 技術等提案書の様式については、様式5号(様式5-1号～5-7号)を参考とし、当該業務の評価項目に照らし、極力簡潔なものとすること。

(2) また、原則として業務説明書に示されているもの以外の追加資料は受理してはならない。

5 ヒアリングについて

業務説明書において、特定要領第7条第1項(5)の「提案書等のヒヤリングに関する事項」を定めた場合において、ヒヤリングに関する必要事項を下記のとおり定める。

なお、ヒアリングは、各執行機関が実施する。

(1) ヒアリング対象者は、配置予定の管理技術者又は(主任)担当技術者とする。

(2) ヒアリングでは、技術提案書に記載された内容を基に、以下の点について質疑を行い評価する。

① 配置予定の管理技術者の業務経歴および業務実績に関する質疑応答を行い、書類審査による能力評価点の確認を行う。

② 特定テーマに関する技術等提案に関する質疑応答を行い、技術等提案の的確性・実現性を判断するとともに、業務への取り組み意欲を評価する。

- ③ 業務の実施方針・実施手法、提出要請書に対する意見、代替案等に関する質疑応答を行い、技術等提案の的確性・実現性を判断するとともに、業務への取り組み意欲を評価する。
- ④ 質疑応答を通じて、打ち合わせ協議等に必要なコミュニケーション能力を有しているか評価する。
- ⑤ 業務に関する質問を受け付け、その内容から積極性を評価しても良い。

(3) 評価の判断の目安

評価項目に対する評価の判断の目安を下記に示す。

① 専門技術力の確認（経歴・実績・知識）

□加点点評価

- ・担当した業務（あるいは業務の一部）において採用した設計の方針や手法、問題点と解決策などがきちんと説明でき、中心的・主体的に業務に携わったことが伺える。
- ・関連する分野の業務経験や知識が豊富である。

■減点点評価

- ・担当した業務（あるいは業務の一部）について十分な回答ができず、中心的・主体的に業務に携わっていない。

② コミュニケーション能力の評価

□加点点評価

- ・質問に対する回答が的確で簡潔。

■減点点評価

- ・質問に対する回答が的はずれで冗長。

③ 取り組み姿勢の評価

□加点点評価

- ・当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されている。
- ・実施方針・実施手法に対する技術的な裏付けが明確であり、積極的な補足説明がある。
- ・特定テーマに対する技術的な裏付けが明確であり、積極的な補足説明がある。
- ・疑問点について積極的な質問がある。

■減点点評価

- ・当該業務における課題や問題点に関する認識が足りない。
- ・実施方針・実施手法に対する技術等提案の説明が曖昧、または不明確。

6 技術等提案書の評価基準について

技術等提案書を特定する評価基準は、別添2「技術等提案書評価基準」を参考に、業務の

内容に応じて作成すること。

7 特定、非特定の通知について

特定要領第10条第2項の建設コンサルタント等を特定した旨の通知については、電子入札システムにより特定通知書を発行すること。また、同要領第11条第1項の非特定理由の通知にあたっては、電子入札システムにより非特定通知書を発行するものとし、非特定とした理由を評価項目、評価の着目点、判断基準に照らして具体的に明示すること。

8 実施上の留意事項

- (1) 業務説明書は、公告と同時に掲載すること。
- (2) 参加表明書及び技術等提案書の提出方法は、電子入札システムに登録して提出するものとする。
- (3) 技術等提案書の提出者の選定、技術等提案書の特定にあたっては、業務説明書において記述した評価項目、評価の着目点によることとし、記述していない評価項目、評価の着目点に基づく評価をしてはならない。

9 公告文、業務説明書への記載事項

9-1 公告文への記載事項

手続き開始の公示を行う際に交付する公告文において明示すべき事項を以下に示す。

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 履行場所
 - (3) 業務内容
 - (4) 履行期間
 - (5) 契約限度額
 - (6) その他
- 2 参加資格
- 3 全体スケジュール
 - ・設計図書等の交付期間
 - ・参加表明書の提出期限
 - ・技術提案書の提出期限
 - ・契約交渉相手方の決定通知日
- 4 業務の詳細説明

業務の詳細な説明については、別添、業務説明書による。

5 本公告に関する問い合わせ先

9-2 業務説明書への記載事項

手続き開始の公示を行う際に交付する業務説明書において明示すべき事項を以下に示す。

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 履行場所
 - (3) 業務目的
 - (4) 業務内容
 - (5) 履行期間
 - (6) 契約限度額
 - (7) 成果品
 - (8) 業務の実施形態 【※共通仕様書における「再委託」の項目を参照して記載】
 - (9) その他 【必要に応じて記載 ※ 業務仕様書等】
- 2 参加資格
- 3 技術提案書の提出者の特定に関する事項
- 4 技術提案書評価に関する事項
- 5 業務説明書の質問に関する事項
- 6 参加表明書の作成に関する事項
- 7 技術提案書の作成に関する事項
- 8 各種手続きの方法及び期間等
 - (1) 業務説明書、設計図書の交付
 - (2) 参加表明書の提出
 - (3) 既存資料の閲覧
 - (4) 技術提案書の提出
 - (5) 技術提案書のヒアリング
 - (6) 契約交渉相手方の決定日
 - (7) 業務説明書に対する質問及び回答
- 9 契約保証金
- 10 参加資格の喪失
- 11 提出された参加表明書等の変更の可否
- 12 配置予定技術者の確認
- 13 支払条件
- 14 火災保険の要否
- 15 苦情申立て

- 16 再苦情申立て
- 17 不可効力による変更
- 18 選定結果の公表
- 19 その他留意事項

10 記載例

10-1 公告文

別添3のとおり。

10-2 業務説明書

別添4のとおり。

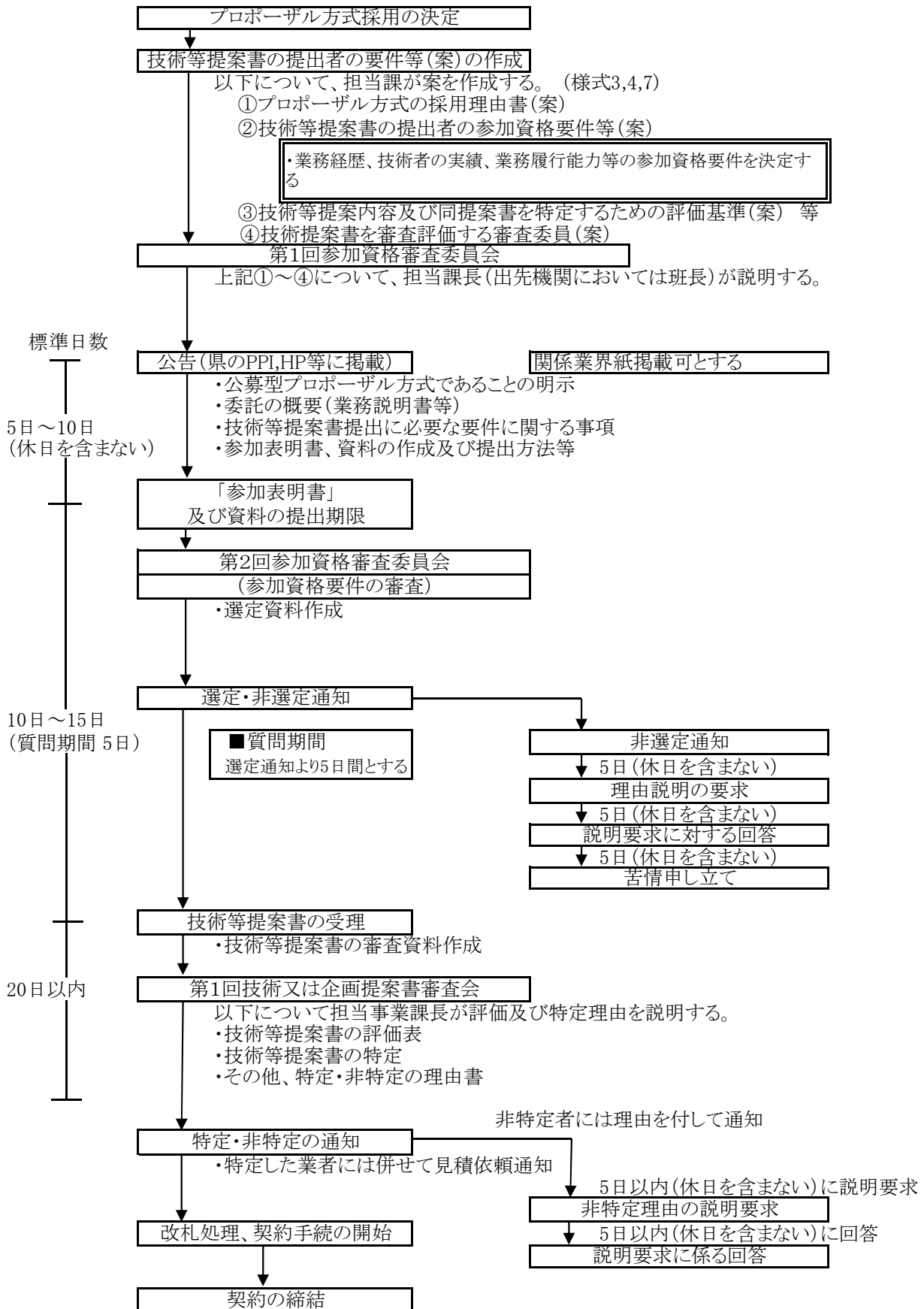
10-3 提案書評価表

別添5のとおり。

11 様式等

別添6のとおり。

公募等プロポーザル方式の実施手続フロー図



技術等提案書評価基準

特定要綱第8条に規定する評価基準を下記のとおり定める。

1 評価基準

技術等提案書の評価基準は、配置予定技術者の経験及び能力についての評価基準（表一1）及び実施方針・特定テーマに対する提案内容についての評価基準（表一2）を標準とする。なお、業務内容に応じて適宜、表一3、表一4から必要な事項を追加するものとする。

表一1 配置予定技術者の経験及び能力の評価基準（標準）

評価の着目点			評価		
			A	B	C
資格要件 管理技術者 (注1)	技術者資格 (注2)	技術者資格、その専門分野の内容	技術士資格(〇〇部門)・その他の資格を有する	RCCM・その他の資格を有する	左に該当しない
専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間(注3)の同種又は類似業務の実績の内容(注4)	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績がない
専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	—	右に該当しない	全ての手持ち業務(注5)の契約金額合計が〇円(注6)以上又は手持ち業務の件数が〇件(注7)以上
ヒヤリング 管理技術者 (注8)	専門技術力の確認	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが確認できる	左に該当しない	—
	コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快かつ迅速	左に該当しない	—
	取り組み姿勢	業務への取り組み意欲	業務への取り組み意欲が旺盛かつ適切な質問、意欲表明あり	左に該当しない	—

注1：管理技術者のみ標準評価項目とし、担当技術者・照査技術者については追加評価項目とする。

注2：業務の難易度、内容により評価する技術者資格のレベルは変更してよい。

注3：「過去〇年間」は10年程度を基本とし業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注4：実績の内容だけでなく、件数を評価してもよい。

注5：「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額とする。

注6：「〇円」は、1～2億円程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注7：「〇件」は、5件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注8：管理技術者のみ標準評価項目とし、担当技術者については追加評価項目とする。

表一2 実施方針・特定テーマの評価基準（標準）

評価項目	評価の着目点	評価		
		A	B	C
実施方針・	業務の理解度	目的、条件、内容が簡潔に表	左右に該当しない	目的、条件、内容が簡潔さに

実施フロー・		現されている		欠ける
工程表・ その他	業務実施手順 (フロー・ 工程表)	業務実施手順が妥当	左右に該当しない	業務実施手順に矛盾がある
		業務量の把握が適切	左右に該当しない	業務量の把握が不適切
	その他	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	—
特定テーマ に対する 技術等提案	的確性	複数の特定テーマ間の整合性が高い	左右に該当しない	複数の特定テーマ間の整合性が図られていない
		地形、環境、地域特性などの与条件に整合する	左右に該当しない	与条件との整合が十分でない
		必要なキーワードが網羅されている	左右に該当しない	必要なキーワードが全く示されていない
	実現性	提案内容に説得力がある	左右に該当しない	提案内容が荒唐無稽である
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている。	左右に該当しない	提案内容を裏付けが明らかでない
参考見積		—	提案内容に相応しい見積りとなっている	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は、提案内容に対して見積りが不適切

2 追加評価項目

業務内容に応じて表一3及び表一4から、必要な評価項目を追加する。

表一3 追加評価項目（配置予定技術者の経験及び能力の評価基準）

評価の着目点			評価			追加条件
			A	B	C	
資格要件 (注1) (担当技術者)	技術者資格 (注2)	技術者資格、その専門分野の内容	技術士資格(〇〇部門)・その他の資格を有する	RCCM・その他の資格を有する	—	担当技術者、照査技術者の能力が業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合
資格要件 (注1) (照査技術者)					左に該当しない	
専門技術力	業務執行 技術力	当該部門従事期間	当該技術分野の従事期間が〇年(注3)以上	当該技術分野の従事期間が〇年(注4)以上〇年未満(注3)	当該技術分野の従事期間が〇年(注4)未満	技術者の経験が業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合
		過去〇年間(注5)の技術者表彰、業務表彰経験の有無	優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある	優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がない	—	
情報収集力	地域精通度	過去〇年間(注6)の当該土木事務所及び周辺での業務実績の有無	当該土木事務所における業務実績がある	佐賀県内において業務実績がある	—	技術者の業務対象地域特性に対する精通度が業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合

注1：担当技術者・照査技術者は追加評価項目とし、管理技術者については標準評価項目とする。

注2：業務の難易度、内容により評価する技術者資格のレベルは変更してよい。

注3：「〇年」は10～15年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注4：「〇年」は5～10年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

注5：「〇年」は5～10年程度を基本とする。

注6：「〇年」は5～10年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。

表－4 追加評価項目（実施方針・特定テーマの評価基準）

評価項目	評価の 着目点	評価			追加条件
		A	B	C	
特定テーマ に対する技 術等提案	的確性	事業の重要度を考慮した 提案となっている	左右に該 当しない	事業の重要度に対して提 案内容が不釣り合い	対象とする事業の社会的 影響が大きい場合
		事業の難易度に相応しい 内容になっている	左右に該 当しない	事業の難易度に対して提 案内容が不釣り合い	業務に難易度が極めて高 い場合
	実現性	利用しようとする技術基 準・資料が適切	左右に該 当しない	利用しようとする技術基 準・資料が不適切	利用資料の適切さが業務 成果の品質に大きな影響 を及ぼす場合
		提案内容によって想定さ れる事業費が適切	左右に該 当しない	提案内容によって想定さ れる事業費が不適切	業務成果が事業コストに 大きな影響を及ぼす場合
	独創性	工学的知見に基づく前例 のない提案がある	左右に該 当しない	マニュアルに準拠した内 容に終始している	一般的な業務実施手法が 明らかでない場合
		周辺・異分野技術を援用 した、高度の検討・解析 手法の提案がある	左右に該 当しない	汎用的な検討・解析手法の みで提案に工夫が見られ ない	高度な検討・解析手法を 必要とする場合
		複数の既存技術を統合化 する提案がある	左右に該 当しない	単純な技術の羅列が提案 されている	既存技術のみでは問題解 決が困難な場合
		新工法採用の提案がある	左右に該 当しない	陳腐化した工法の採用提 案がある	工法に関する問題解決が 必要な場合

3 評価表

標準評価項目の表－５、及び追加評価項目の表－６を参考に技術等提案書を評価する。
 評価項目の配点合計は、必ずしも１００点としなくてもよい。

※ 追加評価項目は、業務内容に応じて、適宜追加する。

○：選択評価項目

◎：標準評価項目

表－５ 技術提案書等評価表

評価項目	評価の着目点		配点			評価	評価の換算計算	評価点		
			項目別	複数時配分	項目別配分			項目別	複数時配分	項目別
配置予定技術者	管	技術者資格及びその専門分野の内容	◎							
		同種又は類似業務の実績の内容	◎							
		手持ち業務の契約金額及び件数	◎							
	術	担	同種又は類似業務の実績の内容	○						
手持ち業務金額及び件数			○							
ヒアリング		専門技術力の確認	○							
		質問に対する応答性	○							
		業務への取り組み意欲	○							
実施方針 実施フロー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	◎							
		実施手順	◎							
工程表 その他	実施手順	実施手順の妥当性	◎							
		業務量把握の妥当性	◎							
	その他	重要事項の指摘	◎							
特定テーマに対する技術等提案	全体	的確性	特定テーマ間の整合性	◎						
		特定	的確性	与条件との整合性	◎					
				キーワードの網羅	◎					
	テーマ1	実現性	説得力	◎						
			提案内容の裏付け	◎						
	テーマ2	的確性	与条件との整合性	○						
			キーワードの網羅	○						
	テーマ3	実現性	説得力	○						
			提案内容の裏付け	○						
	小計									

表－6 追加項目（技術提案書等評価表）

○：追加評価項目

評価項目	評価の着目点		配点				評価点			
			項目別	複数時配分	項目別配分	評価	評価の換算計算	項目別配分	複数時配分	項目別
配置 予定 技術 者	管理技 術者	当該分野従事期間	○							
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○							
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○							
	担当技 術者	技術者資格及びその専門分野の内容	○							
		当該分野従事期間	○							
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○							
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○							
	照査技 術者	技術者資格及びその専門分野の内容	○							
		同種又は類似業務の実績の内容	○							
当該分野従事期間		○								
特定 テー マに 対す る技 術等 提案	特定テ ーマ1	的確性	事業重要度の考慮	○						
			事業難易度の考慮	○						
		実現性	利用予定資料の適切性	○						
			事業費の妥当性	○						
		独創性	前例のない提案	○						
			高度の検討・解析手法	○						
			既存分野の統合化提案	○						
	新工法採用の提案		○							
	特定テ ーマ2	的確性	事業重要度の考慮	○						
			事業難易度の考慮	○						
		実現性	利用予定資料の適切性	○						
			事業費の妥当性	○						
		独創性	前例のない提案	○						
			高度の検討・解析手法	○						
	既存分野の統合化提案		○							
	新工法採用の提案		○							
	特定テ ーマ3	的確性	事業重要度の考慮	○						
			事業難易度の考慮	○						
実現性		利用予定資料の適切性	○							
		事業費の妥当性	○							
独創性		前例のない提案	○							
		高度の検討・解析手法	○							
	既存分野の統合化提案	○								
	新工法採用の提案	○								
小計										
合計										
参考見積	提案内容で見積内容の整合性		◎							

4 評価表記入上の留意点

評価表記入にあたっては、下記事項について留意するものとする。

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行うことを原則とするが、必要な場合には5段階程度の評価としても良い。
- (2) 評価は5点満点とし、3段階評価の場合には次のとおり配点する。

A=5点、B=3点、C=0点

- (3) 5段階評価を行う場合には、評価A'を評価A、Bの間、評価B'を評価B、Cの間で補完的に用い、評価基準を適宜設定する。また、配点は次のようにする。

A' =4点、B' =2点

よって、例えば配点10点の項目の場合、

評価Aであれば $10 \times 5/5=10$ 点 (評価A'であれば $10 \times 4/5=8$ 点)
評価Bであれば $10 \times 3/5=6$ 点 (評価B'であれば $10 \times 2/5=4$ 点)
評価Cであれば $10 \times 0/5=0$ 点

- (4) C評価があるものは、特定しない。この場合説明書等において非特定とする場合の基準を明記すること。【※いずれかの審査員の評価で、1項目でもC評価があった場合は、非特定とする。】

- (5) 総合評価結果の最高得点者を特定することを原則とする。
【※審査員全員の評価点の合計点が最も高い者を最高得点者として特定する。】

- (6) 参考業務規模を示した場合の見積価格が参考業務規模と著しく乖離している者がいる場合には、当該見積提示者に対し、ヒアリングにおいて業務実施方針等の妥当性について確認することとする。

5 審査による特定 (例)

下記に契約相手方の選定 (特定) 例を示す。

条件

- ・審査員は5名。
- ・技術提案書提出者4社
- ・審査結果(評価点:100点満点)

最高得点のA社は、C評価項目があるため非特定となり、次点のB社が特定となる。

	A社	B社	C社	D社	備考
審査員①	90	90	85	80	A社：C評価項目有り
②	90	85	80	80	C評価項目無し。
③	85	85	80	75	〃
④	95	85	80	75	〃
⑤	90	85	80	70	〃
合計点	450	430	405	380	
順位	×	1	2	3	

別添3 【記載例】

沖縄県農林水産部〇〇課公告〇〇第〇〇号
簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおりプロポーザル方式による公募手続きを開始します。

平成 年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇

1 業務概要

- (1) 業務名 〇〇〇〇業務
- (2) 履行場所 沖縄県〇〇地区
- (4) 業務内容 畑地かんがい施設設計1式
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇月〇日まで【〇〇日間でもよい】
- (6) 契約限度額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円以下
- (7) 本業務は、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下、「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を契約交渉の相手方として特定するための業務（プロポーザル方式）である。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 沖縄県の「〇〇・〇〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録され、業種区分〇〇、登録業種〇〇に登録されていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、上記（2）の再認定を受けた者を除く。
- (4) 参加意思表明書の提出期限日から開札の日までの期間に、沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに順ずるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に、本店（、支店又は営業所）があること。

【技術者のみに業務実績を求める場合は削除】

- (8) 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- (9) 当該業務の見積り金額が契約限度額内であること。
- (10) 過去数年間において対象業務の同種または類似業務の実績を数件以上有すること。
- (11) 技術士法に基づく技術士の資格を有する者、RCCM(〇〇部門)の資格を有する者、又は農業土木技術管理士、その他同等以上の資格を有する者で、過去において対象業務の同種または類似業務の実績を有する者を管理技術者として配置できること。

3 全体スケジュール

設計図書等の交付期間	〇月〇日～〇月〇日
参加表明書の提出期限	〇月〇日
参加資格の審査結果の通知	〇月〇日予定
技術提案書の提出期限	〇月〇日
技術提案書のヒヤリング	〇月〇日～〇月〇日予定
契約交渉相手方の決定通知日	〇月〇日予定

4 業務の詳細説明

業務の詳細な説明については、別添、業務説明書による。

5 本公告に関する問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇市〇〇町〇〇番地
沖縄県農林水産部〇〇課(所) 〇〇班
電話番号〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別添4 【記載例】

様式4号

簡易公募型プロポーザル方式

業 務 説 明 書

沖縄県農林水産部〇〇課公告〇〇第〇〇号（平成〇〇年〇月〇日）の「〇〇〇〇業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この業務説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 〇〇〇〇業務
- (2) 履行場所 沖縄県〇〇地区
- (3) 業務目的 本業務は、・・・・を目的とする。
- (4) 業務内容
- ア 〇〇〇〇
- イ 〇〇〇〇
- ウ 特定テーマ
- 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
- (ア) 〇〇〇〇
- (イ) 〇〇〇〇
- (5) 業務仕様書 別紙のとおり。
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇月〇日まで【〇〇日間でもよい】
- (7) 契約限度額 〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以下
- (8) 成果品 成果品は下記のとおりとする。
- ア 〇〇〇 〇部
- イ 〇〇〇 〇部
- (9) 業務の実施形態
- 本業務については、主たる部分の再委託は認めない。なお「主たる部分」とは、次のとおりとする。
- (ア) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
- (イ) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。

【※共通仕様書における「再委託」の項目を参照して記載】

2 参加資格

- (1) 参加資格については、公告文の項目2のとおり。

(2) 公告文の項目 2 (5) の詳細については下記のとおり。

参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札心得第 3 条第 2 項に規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現にかねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現にかねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 公告文の項目 2 (10) の詳細については下記のとおり。

下記に示される同種業務実績又は類似業務について、平成〇年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務〇件以上の実績を有していること。【※技術者のみに、業務実績を求める場合は削除】

- a 同種業務： ○○の設計業務（土木構造物関係）
- b 類似業務： △△又は□□の設計業務（土木構造物関係）

※△△とは・・・であると定義する。□□とは・・・であると定義する。

※同種業務、類似業務とも国、県の公共事業を実施する機関の実績で、契約額が 500 万円以上の業務とする。

(4) 公告文の項目 2 (11) の詳細については下記のとおり。

次のア、イに掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

ア 技術資格の保有

- a 技術士（総合技術監理部門「○○部門」）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（○○部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし平成 13 年度以降に試験に合格した者は、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に 4 年以上従事している者。
- c R C C M（○○部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- d 農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【※業務の難易度により、技術士の「専門とする事項」は設定する。】

イ 業務の実績

平成〇〇年度以降に完了した業務において、下記の同種業務もしくは類似業務における管理技術者又は照査技術者としての実績を〇件以上有すること。

a 同種業務： 〇〇の設計業務（土木構造物関係）

b 類似業務： △△又は□□の設計業務（土木構造物関係）

※△△とは・・・であると定義する。□□とは・・・であると定義する。

※同種業務、類似業務とも沖縄県内の国、県及び市町村の公共事業を実施する機関の実績で、契約額が500万円以上の業務とする。

【※業務の内容に応じて、実績対象機関を適宜選択する。】

3 技術提案書の提出者の特定に関する事項

技術提案書提出者の選定及び特定の手順は、下記のとおり。

① 技術提案書ヒヤリング対象者の選定

技術提案書ヒヤリング対象者は、参加資格要件を満たすもののうち、技術提案書の総得点の高い上位〇者とする。

【※設計額が1千万円未満は6者、1千万円以上は8者を標準とする。】

② 技術提案書提案者の特定

上記①で選定した者に対して、技術提案書の内容についてヒヤリングを行い、評価値の最も高い者を契約交渉の相手方として特定する。

③ 総得点あるいは評価値が同点の場合の取り扱い

上記②において、総得点あるいは評価値が同点となる場合は、順次、管理技術者の得点が高い者、担当技術者の得点が高い者を上位とする。

4 技術提案書評価に関する事項

① 技術力等の評価基準

別紙1「技術提案書評価基準」のとおり。

② 技術提案書に関するヒヤリング【※ヒヤリングを実施する場合に記載する。】

技術提案書の内容についてヒヤリングを実施する。

詳細は、8（5）「技術提案書のヒヤリング」による。

③ 技術提案書に基づく業務実施の担保

- ・ 実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書の作成及び業務を行うものとする。
- ・ 契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができるものとする。また、業務成績評定の減点対象とする。

5 業務説明書に対する質問

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格がないと判断する者からの質問は受け付けない。

6 参加表明書の作成等

ア 参加表明書の作成

技術提案参加を希望する者は、参加資格の確認及び技術提案書の提出要請を得るため、下記の様式 1 号の参加表明書及び様式 1-1 号～ 1-3 号の資格確認資料を作成し提出する。

- ・ 参加表明書及び資格確認資料
- ・ 技術等提案書提出参加表明書（様式 1 号）
- ・ 同種（類似）業務実績調書及び実績を証する書類（様式 1-1 号）
- ・ 配置予定技術者調書及び実績を証する書類（様式 1-2 号）
- ・ 部門別技術者調書（様式 1-3）

イ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

ウ 入札参加資格の審査結果の通知

技術提案書提出参加資格有無の審査結果は、平成〇年〇月〇日（〇）予定までに通知する。（電子入札対象の場合は、電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

7 技術提案書の作成等

参加資格の審査結果、3①に基づき技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

ア 技術提案書の作成

① 技術提案書

技術提案書は、下記の様式 5 号及び様式第 5-1 号～様式第 5-7 号について作成する。

- ・ 技術提案書（様式 5 号）
- ・ 業務の実施体制（様式 5-1 号）
- ・ 予定技術者の経歴等（様式 5-2 号）
- ・ 照査技術者の経歴（様式 5-3 号）【※対象とする場合に作成】
- ・ 予定技術者の同種又は類似業務実績（様式 5-4 号）
- ・ 業務の実施方針等（様式 5-5 号）
- ・ 特定テーマに対する技術等提案（様式 5-6 号）
- ・ その他（様式 5-7 号）

② 実施方針・業務フロー

業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A 4 版 1 枚（様式 5-5 号）に記載すること。

③ 特定テーマ

業務説明書の「1 業務の概要(4)業務内容」に示した評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載に当たっては、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。記載に当たっては、1 テーマにつきA 4 版 1 枚以内（様式 5-6 号）に記載すること。

ウ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

8 各種手続きの方法及び期間等

(1) 設計図書の交付

ア 交付期間：平成○年○月○日（○）から

イ 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードしてください。

沖縄県ポータルサイト<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

ウ 問い合わせ先：〒○○○-○○○○ 沖縄県○○市○○町○○番地

沖縄県農林水産部○○課（所） ○○班

電話番号○○○○-○○○-○○○○

(2) 参加表明書の提出

- ・期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
- ・受付時間：休日を除く午前○時から午前○時、午後○時から午後○時
- ・提出方法等：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
- ・提出部数：○部 【※2部を標準とする。】
- ・提出先：8（1）ウの場所

(3) 既存資料の閲覧

既存資料の閲覧については下記のとおり。

- ・期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
- ・閲覧時間：休日を除く、午前○時から午後○時
- ・閲覧場所：8（1）ウの場所

(4) 技術提案書の提出

- ・期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
- ・受付時間：休日を除く午前○時から午前○時、午後○時から午後○時
- ・提出方法等：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
- ・提出部数：○部 【2部を標準とする。】
- ・提出先：8（1）ウの場所

(5) 技術提案書のヒアリング

技術提案書の内容について、下記によりヒヤリングを行う。

- ・期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
- ・場所：○○課会議室
- ・その他：ヒヤリングの具体的な日時は、選定後に追って連絡する。ヒヤリングへの出席者には、配置予定管理（主任）技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大○名以内とする。

(6) 契約交渉相手方の決定日

契約交渉相手方の決定は、平成〇〇年〇月〇日までには決定する予定である。

(7) 業務説明書に対する質問及び回答

質問の問い合わせ先、提出期間、提出方法、提出先及び回答方法は下記のとおり。

① 問い合わせ先

ア 契約手続きに関すること。

〒〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇市〇〇町〇〇番地

沖縄県農林水産部〇〇課(所) 〇〇班

電話番号〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

イ 上記ア以外に関すること。

8(1)ウの場所

② 提出期間、提出方法及び場所

- ・期間 : 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)まで
- ・受付時間 : 休日を除く午前〇時から午前〇時、午後〇時から午後〇時
- ・場所 : 8(1)ウの場所
- ・提出方法等 : 書面(自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

③ 回答の方法

- ・期間 : 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)まで
午前〇時〇分から午後〇時〇分まで(休日を除く。)
- ・場所 : 8(1)ウの場所

【※インターネットによる業務説明書を閲覧する場合】

- ・期間 : 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)まで
- ・【入札情報サービス】 <https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等4の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社を言う。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びそ

の他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに指名停止を行うこと
がある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け
契約交渉相手方の決定時において、指名停止期間中である者の評価も無効とする。

11 提出された参加表明書等の変更の可否

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術
提案書に記載された内容の変更を認めない。

12 配置予定技術者の確認

ア 技術提案書の特定後、TECRIS、AGRIS等により配置予定技術者の配置違
反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばない場合が
ある。

イ なお病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、技
術提案書の差し替えは認めない。

ウ 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、公告文
「2 参加資格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者
を配置しなければならない。

13 支払条件

前金払 契約金額の○%以内

部分払 ○回【※平成24年12月17日付け、農企2148号の通知による】

14 火災保険の要否

要(否) 【※業務の内容により、要・否を記載する】

15 苦情申立て

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、書面
をもってその理由の説明を求めることができる。

ア 提出方法等

・提出期限 : 非特定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)
とする。

・提出場所 : 8(1)ウの場所。

・提出方法等: 書面(様式は自由)を持参により提出すること。郵送や電送(メール
やファクシミリ)によるものは受け付けない。

※電子入札対象業務の場合でも持参による。

イ 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日
を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

16 再苦情申立て

苦情申立てに対する回答内容に不服がある者は、回答の書面を受け取った日から7日

以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班

受付時間 午前9時から午後5時までとする。

イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班

電話 098-866-2384

17 不可効力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責めに帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して提案書内容を変更するものとする。

18 選定結果に関する情報の公表

選定手続きや、その過程の透明性確保のため、契約交渉の相手方が決定した後、下記事項について速やかに公表する。

- ① 最優秀提案者とその評価点
- ② 全提案事業者の名称 ※申込順に記載
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由

※応募者が2者の場合は、①は公表するが、③は公表しない。

19 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加することや、又は当該工事を請け負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

【※電子入札対象の場合は下記（7）～（10）を追記するものとする。】

- (7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日～1月3日を除く毎日の午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、または稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

沖縄県土木建築部 土木総務課 建設業指導契約班

電話 098-866-2384

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

イ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

(9) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認をおこなうこと。この確認を怠った場合は、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益を受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付票
- ・競争参加資格確認結果書
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受付票
- ・入札締切通知書
- ・再入札通知書
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・落札者決定通知書
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

別紙 1

技術等提案書評価基準

業務説明書(別添4)の「4 ①の技術力等の評価基準」を下記のとおり定める。

1 評価基準

配置予定技術者の経験及び能力の評価基準

評価の着目点			評価		
			A	B	C
管理技術者の資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	技術士資格(農業土木部門)・その他の資格を有する	RCCM、農業土木技術管理士、その他の資格を有する	左に該当しない
専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	同種又は類似業務の実績がない
専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	—	右に該当しない	全ての手持ち業務の契約金額合計が1億円以上又は手持ち業務の件数が5件以上(注1)
ヒヤリング (管理技術者又は担当技術者)	専門技術力の確認	専門技術力の確認	実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが確認できる	左に該当しない	—
	コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快かつ迅速	左に該当しない	—
	取り組み姿勢	業務への取り組み意欲	業務への取り組み意欲が旺盛かつ適切な質問、意欲表明あり	左に該当しない	—
担当技術者の資格要件	技術者資格(注2)	技術者資格、その専門分野の内容	技術士資格(農業土木部門)・その他の資格を有する	RCCM、農業土木技術管理士、その他の資格	—
照査技術者の資格要件					左に該当しない
専門技術力	業務執行技術力	当該部門従事期間	当該技術分野の従事期間が10年以上	当該技術分野の従事期間が5年以上10年未満	当該技術分野の従事期間が5年未満
		過去5年間の技術者表彰、業務表彰経験の有無	優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある	優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がない	—
情報収集力	地域精通度	過去5年間の当該農林土木事務所管内での業務実績の有無	当該農林土木事務所管内における業務実績がある	沖縄県内において業務実績がある	—

注1：「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額とする。

実施方針・特定テーマの評価基準

評価項目	評価の着目点	評価		
		A	B	C
実施方針・ 実施フロー・	業務の理解度	目的、条件、内容が簡潔に表現されている	左右に該当しない	目的、条件、内容が簡潔さに欠ける
工程表・ その他	業務実施手順 (フロー・ 工程表)	業務実施手順が妥当	左右に該当しない	業務実施手順に矛盾がある
		業務量の把握が適切	左右に該当しない	業務量の把握が不適切
	その他	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	—
特定テーマ に対する 技術等提案	的確性	複数の特定テーマ間の整合性が高い	左右に該当しない	複数の特定テーマ間の整合性が図られていない
		地形、環境、地域特性などの与条件に整合する	左右に該当しない	与条件との整合が十分でない
		必要なキーワードが網羅されている	左右に該当しない	必要なキーワードが全く示されていない
	実現性	提案内容に説得力がある	左右に該当しない	提案内容が荒唐無稽である
提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている。		左右に該当しない	提案内容を裏付けが明らかでない	
参考見積	—	提案内容に相応しい見積りとなっている	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は、提案内容に対して見積りが不適切	

特定テーマに 対する技術等 提案	的確性	事業の重要度を考慮した提案となっている	左右に該当しない	事業の重要度に対して提案内容が不釣り合い
		事業の難易度に相応しい内容になっている	左右に該当しない	事業の難易度に対して提案内容が不釣り合い
	実現性	利用しようとする技術基準・資料が適切	左右に該当しない	利用しようとする技術基準・資料が不適切
		提案内容によって想定される事業費が適切	左右に該当しない	提案内容によって想定される事業費が不適切
	獨創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある	左右に該当しない	マニュアルに準拠した内容に終始している
		周辺・異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある	左右に該当しない	汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない
		複数の既存技術を統合化する提案がある	左右に該当しない	単純な技術の羅列が提案されている
		新工法採用の提案がある	左右に該当しない	陳腐化した工法の採用提案がある

2 評価項目及び配点

評価項目及び配点（その1）

◎：標準評価項目

評価項目	評価の着目点			配点			評価	評価の換算計算	評価点			
				項目別	複数時配分	項目別配分			項目別	複数時配分	項目別	
配置予定技術者	管理技術者	技術者資格及びその専門分野の内容		◎	40	30	10					
		同種又は類似業務の実績の内容		◎			10					
		手持ち業務の契約金額及び件数		◎			10					
	担当技術者	同種又は類似業務の実績の内容		◎	10	5	5					
		手持ち業務金額及び件数		◎			5					
ヒアリング	専門技術力の確認		◎	25	25	10						
	質問に対する応答性		◎			5						
	業務への取り組み意欲		◎			10						
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解		◎	25	25	5					
	実施手順	実施手順の妥当性		◎			5					
		業務量把握の妥当性		◎			5					
	その他	重要事項の指摘		◎			10					
特定テーマに対する技術等提案	全体	的確性	特定テーマ間の整合性		◎	40	30	10				
		特定	的確性	与条件との整合性				◎	10			
	キーワードの網羅		◎	10								
	テーマ1	実現性	説得力		◎			5				
			提案内容の裏付け		◎			5				
小計①							130点					

評価項目及び配点（その2）

○：追加評価項目

評価項目	評価の着目点		配点			評価点					
			項目別	複数時配分	項目別配分	評価の換算計算	項目別配分	複数時配分	項目別		
配置 予定 技術 者	管理技 術者	当該分野従事期間	○	5	—						
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○		5						
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○		—						
	担当技 術者	技術者資格及びその専門分野の内容	○	30	10	5					
		当該分野従事期間	○			—					
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○			5					
	照査技 術者	当該事務所、周辺での業務実績の有無	○	15	5	—					
		技術者資格及びその専門分野の内容	○			5					
		同種又は類似業務の実績の内容	○			5					
	特定 テー マに 対す る技 術等 提案	特定テ ーマ1	的確性	事業重要度の考慮	○	20	20	—			
事業難易度の考慮				○	5						
実現性			利用予定資料の適切性	○	5						
			事業費の妥当性	○	—						
独創性			前例のない提案	○	—						
			高度の検討・解析手法	○	5						
			既存分野の統合化提案	○	5						
		新工法採用の提案	○	—							
小計②					50点						
合計 (①+②)					180点満点						
参考見積	提案内容と見積内容の整合性		◎								

3 評価点の算出方法

各評価項目ごとの評価点の算出方法は下記のとおり。

- (1) 各評価項目について、A、A'、B、B'、Cの5段階評価を行う。
- (2) 評価は5点満点とし、次のとおり配点する。

A=5点、A' =4点、B=3点、B' =2点、C=0点

※評価A' は評価A、Bの間、評価B' は評価B、Cの間の評価とする。

【算出例】

例えば配点10点の項目の場合、

評価Aであれば	$10 \times 5/5=10$ 点
評価A'であれば	$10 \times 4/5=8$ 点
評価Bであれば	$10 \times 3/5=6$ 点
評価B'であれば	$10 \times 2/5=4$ 点
評価Cであれば	$10 \times 0/5=0$ 点

- (3) C評価があるものは、特定しない。
- (4) 参考業務規模を示した場合の見積価格が参考業務規模と著しく乖離している者がいる場合には、当該見積提示者に対し、ヒアリングにおいて業務実施方針等の妥当性について確認することとする。

別添5 【 記載例 】

設定条件： ① 特定テーマ 1項目

② 評価項目の追加

※ 標準評価項目に関する表

技術提案書評価表(標準評価項目)

◎：標準評価項目

評価項目	評価の着目点		配点			評価	評価の換算計算	評価点						
			項目別	複数時配分	項目別配分			項目別	複数時配分	項目別				
配置 予定 技術 者	管理 技術 者	技術者資格及びその専門分野の内容	◎	40	30	10	A	10 * 5/5=10	10	24	31			
		同種又は類似業務の実績の内容	◎			10	A'		10 * 4/5=8			8		
		手持ち業務の契約金額及び件数	◎			10	B	10 * 3/5=6	6					
	担当 技術 者	同種又は類似業務の実績の内容	◎		10	5	A'	5 * 4/5=5	4	7				
		手持ち業務金額及び件数	◎			5	B	5 * 3/5=3	3					
ヒアリン グ	専門技術力の確認		◎	25	25	10	A	10 * 5/5=10	10	21	21			
	質問に対する応答性		◎			5	B	5 * 3/5=3	3					
	業務への取り組み意欲		◎			10	A	10 * 4/5=8	8					
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	◎	25	25	5	A	5 * 5/5=5	5	18	18			
	実施手順	実施手順の妥当性	◎			5	A	5 * 5/5=5	5					
		業務量把握の妥当性	◎			5	A'	5 * 4/5=4	4					
	その他	重要事項の指摘	◎			10	A'	5 * 4/5=4	4					
特定 テーマ に対する 技術 等 提案	全体	的確性	特定テーマ間の整合性	◎	10	10	A'	10 * 4/5=8	8	32	32			
		特定	的確性	与条件との整合性			◎	30	10			A	10 * 5/5=10	10
				キーワードの網羅			◎		10			B	10 * 3/5=6	6
	テーマ1	実現性	説得力	◎		5	A	5 * 5/5=5	5					
			提案内容の裏付け	◎		5	B	5 * 3/5=3	3					
	特定	的確性	与条件との整合性	◎										
			キーワードの網羅	◎										
	テーマ2	実現性	説得力	◎										
			提案内容の裏付け	◎										
	特定	的確性	与条件との整合性	◎										
			キーワードの網羅	◎										
	テーマ3	実現性	説得力	◎										
提案内容の裏付け			◎											
小計①											102			

※ 追加評価項目に関する表

技術提案書評価表（追加評価項目）

○：追加評価項目

評価項目	評価の着目点		配点			評価点					
			項目別	複数時配分	項目別配分	評価	評価の換算計算	項目別配分	複数時配分	項目別	
配置予定技術者	管理技術者	当該分野従事期間	○	30	5	—			5	25	
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○			5	A	$5 * 5/5=5$			5
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○			—					
	担当技術者	技術者資格及びその専門分野の内容	○	10	5	B	$5 * 3/5=3$	3	8		
		当該分野従事期間	○			—					
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○			5	A	$5 * 5/5=5$		5	
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○			—					
	照査技術者	技術者資格及びその専門分野の内容	○	15	5	A	$5 * 3/5=3$	3	12		
		同種又は類似業務の実績の内容	○			5	A'	$5 * 4/5=4$		4	
		当該分野従事期間	○			5	A	$5 * 5/5=5$		5	
	特定テーマに対する技術等提案	特定テーマ1	的確性	事業重要度の考慮	○	18	—			18	
				事業難易度の考慮	○		5	A	$5 * 5/5=5$		5
実現性			利用予定資料の適切性	○	5		B	$5 * 3/5=3$	3		
			事業費の妥当性	○	—						
独創性			前例のない提案	○	—						
			高度の検討・解析手法	○	5		A	$5 * 5/5=5$	5		
			既存分野の統合化提案	○	5		A	$5 * 5/5=5$	5		
			新工法採用の提案	○	—						
特定テーマ2			的確性	事業重要度の考慮	○						
		事業難易度の考慮		○							
		実現性	利用予定資料の適切性	○							
			事業費の妥当性	○							
		独創性	前例のない提案	○							
			高度の検討・解析手法	○							
特定テーマ3		的確性	事業重要度の考慮	○							
			事業難易度の考慮	○							
		実現性	利用予定資料の適切性	○							
			事業費の妥当性	○							
		独創性	前例のない提案	○							
			高度の検討・解析手法	○							
小計②				43							
合計 (①+②)				145							
参考見積		提案内容と見積内容の整合性	◎								